

# 琉球大学学術リポジトリ

## 英国ニュー・レイバーの教育政策 – サッチャー教育 改革との継続性と断絶について –

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2008-06-19 キーワード (Ja): エクセレンス, 教育アクション・ゾーン, 社会的排除 キーワード (En): welfare-to-work, social inclusion 作成者: 岩橋, 法雄, Iwahashi, Norio メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/6107">http://hdl.handle.net/20.500.12000/6107</a>

# 英国ニュー・レイバーの教育政策 —サッチャー教育改革との継続性と断絶について—

岩 橋 法 雄  
Norio Iwahashi

## Education Policies of New Labour in Britain: A Analysis of Blair's Continuity of Thatcher's Educational Reforms

ニュー・レイバーは、弱者への援助としての能力向上施策を強力に遂行してきた。これが教育を第1のプライオリティとしたブレア労働党政権の教育政策である。しかし、その本質は、あるがままの弱者に対する社会的公正の観点からの富の再分配的支援というよりは、富を自分で勝ち取らせるための支援の推進である。このいわゆるハズ・アップ (hands-up) 支援は、機会の提供という「支援」を通じて自助を費用効果において組織しようとするものであり、結果としての「到達」の不平等の存在は自己責任というイデオロギーを必然として伴うものである。こうしてサッチャーからの「旅立ち」に映ったブレアの被剥奪者への配慮の思いは、そのレトリックとは裏腹に、教育を通じて被剥奪者の内の「有能」者を能力主義的価値観の社会に「包摂」する(「動員」する)側面にますます転化し始める。よって、その「社会的包摂」は、公正を旨とする平等と決して同じものではない。

キーワード：エクセレンス、教育アクション・ゾーン、社会的排除、welfare-to-work、social inclusion

### 第1章 戦後教育の平等主義的展開

サッチャー、メイジャー、そしてとりわけ今日のブレア (ニュー・レイバー

政権)の「教育改革」を正当に評価するためには、階層差別的な旧弊を引きずりつつも、戦後教育は一貫して競争主義的ではない、換言すれば権利として自己発達と幸福を追求する福祉を基礎に平等主義の理念によって制度的発展が追求されてきたことが看過されてはならない。

### 1 累進的教育階梯システムと地方教育当局

戦後教育法制では、地方的に管理運営される国家的教育体制が確認される。「法定の公教育は初等、中等、継続教育の3段階とし、地方教育当局(Local Education Authority、以下LEA)はその地域の人々のニーズに応えるそれぞれの段階での効果的な教育を確保することによって、その地域の宗教信条的、道徳的、精神的、身体的発達に貢献する」とあり(1944年教育法7条)、初等および中等教育の「学校」の設置義務が規定されている(8条)。

さて、民衆の初歩後教育の諸機関を、内容的に工業技術系のテクニカルと、その他多様な内容の中等モダン・スクールとして再編した。そして従来からの中等教育機関であるグラマー・スクールと対等に位置づける制度改革によって(3本立中等学校制度という)、義務教育後のいわば後期中等教育であるグラマーの第6学年級(進学準備クラスの2年間)に進級することが制度的には可能になり、そこから大学を含んでの高等教育への道が可能となった。この意味では、初等・中等・高等教育の3累進教育階梯システムが整備されたともいえなくはない。しかし、義務教育終了後の法定の公教育供給は、後期中等教育・高等教育ではなく、継続教育である。高等教育としての大学は別のカテゴリーとして存在し続けていたのも事実である。

では継続教育とはいかなるものか。継続教育は、LEAが設置するカウンティ・カレッジ(1944年教育法43条)で、義務教育年齢を超えた青年・成人を対象に、(a)フルタイムまたはパートタイムの教育、(b)希望に応じて施される組織化された文化的教養やレクリエーション活動、のような余暇活動を提供する(41条)。少し補足的に説明を加えれば、前記(a)の継続教育内容が、中等教育を受けることのできなかつた青年・成人のための補償教育の意

味をもっていたし、その後も義務教育年齢を超えた青年・成人に対して職業教育を始め多様な資格取得コースの教育を提供するものである。

## 2 機会均等とコンプリヘンシヴ化

対等とされた3つの課程学校は、実は初等から中等への進級時に実施される11歳試験の成績結果によって進路校を割り振られることから（上位20%がグラマー、そしてテクニカルは設立数が少なく、実質的には残りがモダンとなる）、機会均等の実現に大いに問題を残していた。また初等・中等教育間は教育内容面での連関性が不十分であったので、実質的にはグラマーに行ける生徒のみが大学を含む高等教育へ進級する可能性を持ちえたといえる。これらの問題解決にむけて11歳試験が廃止され、能力別教育ではなく混合能力教育が追求される。この平等主義を一方に、そして既存の職種部門への労働力補給という人材開発をもう一方の制度革新の推進力として、教育投資路線としての教育拡大が、保守党・労働党のケインズ型福祉国家戦略としての合意事項であった。こうした展開の中での一つの画期が1965年の労働党政府による、グラマー・テクニカル・モダンの3課程別の学校を統合し、1つのコンプリヘンシヴ・スクール（総合制中等学校）とする計画の促進である。グラマー校温存をめぐる地域事情により保守・労働党間に若干の相違がみられるが、1980年代末には公営の中等学校の90%以上が総合制中等学校となった。そして、高等教育機関の拡大の必要を勧告したロビンズ報告に応ずる形で、1960年代から科学技術の促進・産業革新に寄与するために、いわゆる「板ガラス」大学（上級技術カレッジの昇格、サセックスなどの新設大学）やポリテクニク（総合技術専門学校）が設立された。

## 第2章 戦後教育との訣別へ

### 1 経済危機下の教育政策とマンパワー政策

高等教育拡大の政策的背景には、技術革新と雇用関係の近代化がイギリスの経済成長に不可欠であるとの認識が存在していた（1956年白書『技術教

育』)。だが、こうした経済的要請は、完全雇用を中核とする戦後福祉国家体制下で、階層ごとに伝統的職業社会への参入が社会的に機能している限りでは、教育政策とりわけ中等教育以下の学校政策にはそれほど大きなインパクトとはなりえなかった。概していえば、1970年までの教育政策と職業訓練政策は乖離していたといえよう。だが、1973年にマンパワー委員会が設置され、雇用対策事業の一環として職業紹介サービスとあわせて職業訓練サービスが整備される。そして教育にもキャリア・ガイダンスを始め多様な職業および技術教育関連科目が導入される。そして、労働党キャラハン(J. Callaghan)首相は、党大会での演説で「ケインズ主義の有効性が失われている」(1976年)とし、教育大討議(1977年)の呼びかけにみられるように、結果の平等主義の悪しき象徴として、総合制中等学校の失敗(学力水準の低下など)を指摘し、労働界参入に際しての有効な教育を主唱する。

とはいえ、1979年の「不満の冬」に至るまでは、1972年白書『教育拡充のための枠組み』に即して、教育投資と拡大によって社会的経済的費用効果と社会移動の推進による平等化促進が期待されていたといえよう(同白書は労働党政府の1976年教育法へ結実するが、財源的理由から実現されなかったものが多い)。戦後システムとしての教育投資の費用効果への懐疑はさらに社会全体に浸透していき、労働党と保守党とを問わず、高負担・高福祉の戦後システムの見直しは必至であるとの気運が高まっていった。

## 2 新自由主義と競争原理の台頭

### (1) 「教育拡大」路線の苦悩とサッチャー的解決

サッチャー(M. Thatcher)の処方方は、人々を福祉への依存・埋没から解放し、自らのキャリア・アップのために、起業家的精神で自由に競争する個人に再生することであった。そこで、優れた者は優れた教育を受けることができるという、能力に応じての競争主義的で個人主義的な制度改革を志向した。1980年教育法で1965年以来の総合制中等学校への再編の義務化が廃止され、グラマー・スクールの存続が推進された。さらに、国家的教育体制から

独立している授業料徴収学校（私立学校）に通うための補助金を、パウチャーとして個人に給付する補助学席制度を設け（assisted places scheme：1980年教育法17条で導入、1997年教育（学校）法で廃止）、選択可能な学業成績のより優秀な学校改造へと制度の改革に本格的に着手することになった（1985年白書『より良い学校（Better Schools, Cmnd.9469）』）。そして職業訓練分野についても、職業訓練教育費の削減・市場原理の導入により、職業能力獲得をあくまでも個人の責任に帰した。

だが失業給付や雇用対策費の増大とともに、国際競争力強化のために職業訓練の要請が強まる中で、政府が積極的に関与する技術・職業教育事業（TVEI 1983年）、青年訓練計画（YTS 1986年）を導入した。こうしたサッチャー的解決としての基本枠組みが総合的に法制化され、1944年教育法による戦後教育体制に質的改変をもたらしたのが1988年教育改革法とその枠組下での諸法である。具体的な変化は以下の通りである。

- ① まず、教育内容への介入としてナショナル・カリキュラム（全国共通教育課程）を設定し、到達水準を各階梯で明確になるように統一テストが導入された。この過程は、大学進学（A-level）を頂点とする多様な序列的資格認定のシステムの中で、人材開発機能を教育政策に期待するものであり、職業教育もこれに連動する。そして職業資格が統一的に整備され、資格認定の協会（NCVQN、SCOTVEC）が設置される。
- ② 地方教育当局（LEA）の管轄から出て（opt-out）、中央政府の直接の補助金により運営される国庫補助金維持学校（Grant-maintained Schools、以下 GM スクール）、民間の設立企図者による寄金と中央政府からの補助金からなる半官半民の CTC（City Technology College）が生まれる。
- ③ さらに LMS（自律的学校経営：Local Management of Schools）の成立がある。これは、LEA に対する学校の自律性（あるいは自

治)を高めようと、LEAが従来掌握していた財政権を学校に委譲するというものである。LMSは字義上の意味を超えて競争主義的経営の危険性とLEAの役割そのものの再編という説明責任(accountability)の問題を内包している。

## (2) メイジャー「選択と多様性」からブレアへ

メイジャー(J. Major)政権下での1992年白書『選択と多様性：学校の新しい枠組み』に象徴されるように、消費者個人の選択志向としてGMスクールが推進され、さらに1996年白書『学校自治』で、適性や学力による選抜を入学総数の50%まで認め(GMスクール)、従前の公営学校(前記③のLMSスクールとも呼称されるに至った)でも20%まで認め、学力による選別を公然化した。そして、義務教育後(16歳以降)の教育の多様化を進め、独立した第6学年級カレッジを制度的に確立する。

また、ポリテクニクの大学化だけでなく、さまざまな専門学校が高等教育機関化する(例えば、高等看護婦やナニー等を養成するカレッジなど、日本でいう短期大学に相当する多様な公立および私立の職業教育的カレッジ)。そして「大学とポリテクニクおよびカレッジ間における競争の促進が、政府の望む高等教育の発展にさらに寄与すること」と位置づけられ(1991年白書『高等教育：新たな枠組み』および1992年継続及び高等教育法(以下FHEA))、一元化と大衆化的拡大が行われた(大学は84校となる)。ここに至ってイギリスの国民教育制度は、一貫した人的能力開発システムとして、初等から高等までの累進的教育階梯の国家的教育制度を完成させたとみることができる。そして、管理の上でも、教育への産業界からの意見を大きく反映すべく学校理事会への企業の代表参加を試み、教育省は教育・雇用省へと再編されたといえる(1995年)。

こうした改変は、能力主義というイデオロギーの下で誰にも社会的上昇の機会への幻想を抱かせたが、現実的には貧富による階層分化の拡大再生産をもたらした。そして熾烈な競争の中で、社会的連帯を顧みず個人主義的競争

へ駆り立てられてきた個人の物心両面における疲弊の度を極限にまで押し上げてきた。メイジャーはサッチャーの処方と比較的忠実に継承したが、一方で何らかの社会的緊張緩和の必要性にも迫られていた。そこで、国民をサービスの単なる消費者的受け手からサービスの主人公として参加を推進し、サービス水準の改善、苦情処理手続の改善をはかろうとして、1991年に「市民憲章」や「患者憲章」などを提起し、社会的安定（結合）としての合意システムを模索した。しかし、その道は、政治的方法としては市場原理を継承しつつも、個人を社会的連帯の中に位置づけるコミュニティの再生を主唱する新労働党・ブレアに譲ることになった（「(共同体は)狭い自己利益観を超えていく、利益と責任双方の相互性を意味する」、Blair,T., 1996, p.218）。ここに、サッチャー＝メイジャーとの連続性から「旅立ち (departure from)」する可能性としての相違性が内在する。しかし、「これは市民権の新しい考えを伴う：権利を与えるが義務を要求する、経緯を示すがそれを取り戻す、機会を与えるが責任を強く要求する」(Savage & Atkinson, 2001, p.10) ものではあった。

### 第3章 第三の道を志向したニュー・レイバー

#### 1 「旅立ち」の基本的意味

##### (1) ブレア政権と「卓越性 (エクセレンス)」など

ブレア政権は、サッチャー時代の「選択」が個人の格差的選別に陥っていたことを批判し、「多様性」を継承しつつも「すべての人」に対する優れた教育として「卓越性」を対置する。そして、経済成長にむけて知識集約型の産業構造へいっそうの転換を推進し、かつ福祉の「貧困の罅」の上に成立する「依存の文化」から脱却する自立と労働能力の形成には不可欠との課題認識を基本に据えた。その結果、必然的に選挙綱領で第一のプライオリティとして教育が位置づけられ、初等教育・幼児教育の改善、教師の質的向上、LEAの権限・財政強化、職業教育の充実、教育費増額などを設定した。



このニュー・レイバーの選挙綱領に基づいて、1997年の夏に「エクセレンス」、すなわち白書『学校の卓越性 (Excellence in Schools, Cm 3681)』を、そしてそれらを具体化する学校水準及び枠組み法 (School Standards and Framework Act 1998 : SSFA)、1998年の緑書『学習時代：新しいイギリスへの再生 (The Learning age : a renaissance for an new Britain)』、1998年白書『21世紀の高等教育 (Higher education for 21 century : Response to the Daring Report)』、1999年白書『成功への学習：16歳後学習の新しい枠組み (Learning to succeed: a new framework for post-16 learning, Cm 4392)』、そして緑書『学校：これまでの成功を基に前進する (Schools : Building on Success)』を踏まえての白書『学校：成功を達成する (Schools : Achieving Success, Cm 5230)』(2001年9月5日)と、次々に政策関連文書というべきものが発表されていく。そして、最後者の白書は2001年11月7日まで広く意見徴収され、その第9章で新たな法制定を見込んだ。教育・技能省の閣内大臣モリス (E. Morris) が白書の前文で「誰も我々がなした進歩を否定できない」(p.3)と明言しているように、ブレア政権は教育水準の向上戦略とその成果を高く自己評価しているが、こうした数々の協議文書、通達、そして最後には法制定という力で強力に中央政府による政策主導を行うのが、サッチャー以来、とりわけブレア政権の当初からの特徴である。

ここで、サッチャー＝メイジャーの路線からの「旅立ち」という点について触れておかなければならない。ブレアは前政権の二者から継承している点が多いが、筆者の分析によると、相違点を総括的に象徴する点が二点存在する。ひとつは、「エクセレンス」で強調される「すべてのひと」であり、そこには「恵まれない状況にある人」をも含めており、言い換えれば彼らに援助の手をさしのべることがアピールされていることである。もうひとつは、人々の人間的な紐帯の再構築を目指して、メイジャー以上に地域社会 (コミュニティ) を強調したということである。まさに、多くの人々の願いをニュー・

レイバーなりに引き取って「夢」を描いたと言えるであろう。

(2) プライオリティ（教育、教育、教育）の文脈：「社会」と「私」個人  
サッチャーはブレアと違って「社会」を否定したのだろうか。たしかにサッチャーは、「社会などというものは存在しない」（no such thing as society）と断言した。多くの批判の中で、報道や批評家たちはその部分だけを引用して、真意を正しく伝えていないといい、後で次のように説明し直している。

「個々の男性、女性、家族は存在している。またどんな政府も人々を通すことなしでは何事も成し得ない。それで、人は自分自身のことをまず第1に考えなくてはならない。自分自身に気を配ったあとで、それから近所の世話をするということが私たちの義務なのである」

いくらこの弁明を聞こうとも、サッチャーはあくまでも「私」個人を強調しているとしか聞き取れないのは筆者だけであろうか。大事なところなので、原文をも引用しておく。

But they never quoted the rest. I went on say:

There are individual men and women, and there are families. And no government can do anything except through people, and people must look to themselves first. It's our duty to look after ourselves and then to look after our neighbour.

(Thatcher. M., Margaret Thatcher: The Downing Street Years, Harper Collins Publishers, 1993, p.626.)

サッチャーは、地域社会にコミュニティとして内包する人間的相互扶助の諸関係（近年ではこれを「関係資本」あるいは「関係リソース（資源）」と規定して論じられることが多い）と、それに接続する形でのさまざまな対人的給付の社会保障のネットを、しかもそれに頼って「有能」者が「自立」しようとしてアクティブに労働マーケットの内外で行動していない状況に対して、依存すべき福祉ネットとしての「社会」は無いと声明するのである。いかに言い直しても、サッチャーの主張の中には、まず初めにあるのは既存の扶

助関係、福祉の諸制度に頼らないで「自助」で保障を賄おうとする勤労人としての「自分自身」である。「その次に近所の世話をする」ことができればまだしも良いが、自分自身の賄いに追われて、地域社会の他の人を顧みる余裕が物質的にそして精神的にも無くなっていく競争主義的な「私」個人が蔓延することはリスクとして考慮されていない。間違っではいけない、サッチャーの「社会」否定は、不平等にあえぐ人々を救済しようとする社会権的施策を施すことに反対する意味での、反「社会」主義なのである。いいかえれば、その側面以外の社会的結合をいかに図るかという意味での「社会」は、むしろ強調されている。サッチャーの急速な「私」個人創出の施策としてのプライバタイゼーションは、労働組合との力の対決、治安強化の警察力増強を伴っている。

すでに触れたが、サッチャーの後を受け継いだメイジャーは、社会権的ネットの縮小に伴い、コミュニティに存在した旧来からの関係リソースの縮小、人間的絆の裁断で疲弊し困惑し、そのためにかえって悪化しているコミュニティの秩序維持、風紀、治安に対して、「市民憲章」や「患者憲章」などを提起し、住民の意見発露、手続き性、フィードバック性のあり方を改善して社会的安定（結合）としての合意システムを模索したのである。

ブレアは格差拡大の認識を深めており、恵まれない（剥奪されている）人々への積極的な支援を政策の重要な柱に置いたのが特徴であり、メイジャーの手続き民主主義的要素を継承して、コミュニティの人的リソースの重要性を強調する。そして、福祉的施策と結合して打ち出される象徴的な教育施策が「教育アクション・ゾーン」である。この言辭的意味（ニュー・レイバーの政策的レトリック）からすれば「社会」主義であり、保守党の前二者の首相たちからの「旅立ち」と言えるかもしれない。

しかし、ブレア（ニュー・レイバー）の政策理念は、あくまでもグローバル化する経済システムの中で国際競争力を伸ばし、社会的富を拡大しなければ福祉的施策も後退せざるを得ないという立場である。ゆえに、「教育、教

育、教育」というプライオリティは、パイを拡大するために「有能」者を福祉ネットの中から引き出し、結果的に賃金格差構造の問題をとりあえずとして、まず労働市場へアタッチメントさせることによってメインの労働社会へ包摂することにある。そのための教育支援であり福祉支援である。この「福祉から労働へ (welfare-to-work)」の文脈において、ブレアの教育政策は分析／評価されなければならない。

それゆえ、ブレア政権の学校逸脱者に対する姿勢はきわめて厳しい。地域に出没する「ずる休み(?)」(truancy) に対しては、警察官、教育福祉官、退役軍人、そして地域の商店主などが一体となつての撲滅キャンペーン (学校へ戻す、施設へ送致など) が強力に取り組まれる。結果的に、ブレアのコミュニティ強化は、労働市場へのアタッチメント、それへの準備過程としての学校をはじめとする様々な教育機関 (ジョブ・センターを含む) への選択的・目的的な援助と、それにもかかわらずメインの社会へ包摂され得ない人々に対する地域社会ぐるみの秩序維持、監視体制の強化へと「善良」的かつ「自然」的に人間関係リソースの活用、動員となっていく。ここに見られるのは、犯罪防止の力の側面でのコミュニティの結束強化である。

## 2 学校の再カテゴリー化とその意味

学校水準及び枠組み法は従来の学校の性格を3つのカテゴリーに編成し直したという (Community, Foundation, Voluntary)。この意味を述べる前に、基本的な事項を含めて整理する必要がある (上記教育法の適用範囲のイングランドおよびウェールズを中心に整理を行う)。

### (1) 管理運営のあり方からの分類

1944年教育法で3本立て制度として確立したといわれるグラマー・スクール、テクニカル・スクール、モダン・スクール (中等モダン・スクールともいう) という呼称は、後のコンプリヘンシヴ・スクール (「総合制中等学校」とも訳出表記される) とともに、教育内容上の側面からの分類カテゴリーである。平等主義の観点で、多様に存在した初歩後教育機関を対等平等な中等

教育機関として制度化したことの現れである。

だが、ここでは、制度改革の特徴が最も端的に現れている管理運営のあり方からの分類について言及する。戦後教育法制では維持学校 (maintained school) と独立学校 (independent school) との区分であった。今日では、「維持学校」と「他の型の学校」である。そして後者の中の一つに独立学校が分類されている。この「独立」というのは、授業料徴収学校であり、それゆえ公当局の統制を受けないという (LEA はもちろんのこと、中央政府には登録など一般的規制に服するだけである) 私立私営のことである。したがって、法制的には国民教育の国家的制度 (state system of education or schools) と二元的な関係にあった。それがプライバタイゼーションによって公営と私営の「障壁」を曖昧にし、事実上多くの民間的経営手法を取り込んだ管理運営形態の学校 (例えば前述の半官半民の CTC) が生まれ、この「他の型の学校」に含まれている。

「維持学校」には、地域学校 (community school、以下 school は省略する)、財団立学校 (Foundation)、有志立管理学校 (Voluntary Controlled)、有志立援助学校 (Voluntary Aided)、スペシャリスト・スクール (総合制学校専門科) とも訳語充当されている。この点については後に言及する)、保育学校 (Nursery) が位置づけられている。

カテゴリーとして学校水準及び枠組み法で強調されたのは、「地域」「財団立」「有志立」である。地域学校は従来の地方自治体であるカウンティが設立し運営していたいわゆる公立学校 (county school) で、LEA の統制下にあった従来から地域社会と学校の協働を唱導して教育運動が取り組まれてきた。使われていた用語は同じであり「コミュニティ・スクール」とか「地域社会学校」とかの訳語が充当されてきた。(ここではそれと一応区別する意味で「地域学校」としておく)。

有志立の上記2つの学校は、従来宗教教育など特定の内容に関わって協定を結んでLEAからの補助を受ける代わりにその統制下に入っていた特別協

定学校とともに、ボランティア部門を構成していた学校である。補助の大きさに応じて管理学校、援助学校の順にLEAからの統制が強い。これらはほとんどが教会学校の系列であり、基本的に自前の土地と建物を慈善団体(charitable foundation)が所有し、学校理事会によって運営されている。管理学校と補助学校の違いは、現在のところ、理事の任免権、スタッフの雇用権、入学許可権などが基本的にLEAにあるのが前者であり、後者は学校理事会にあることである。「財団立」もその土地や建物を自前で所有するが、援助学校と違って、その所有が慈善団体の場合もあれば学校理事会の場合もあるということである。なぜこのようなことが起きるのかといえば、LEAの統制から脱して中央政府の直接の補助を得て運営するというGMスクール(これらは理事会に権限が集中された)を包摂したからである。とはいっても、基本的にLEAにそれらの権限があったはずの公立学校(今日では地域学校)も、LEAの権限を学校に委譲する戦略(前述のLMSはその象徴)の中で、これら3つのカテゴリーの差違はますます曖昧になってきている。

## (2) 多様な地位の学校と、その他の型の学校

**多様な地位** 基本的に以上の3カテゴリーのはずだったのが、さまざまな「地位」をもつ「学校」が政策プログラムで強気に登場してくる。モデル校制度のビーコン・スクール(Beacon School)や専科制度のスペシャリスト・スクールである。スペシャリスト・スクールは1994年から出発するが、ブレア政権下で急増する(1994年5月に181校だったのが現在685校)。特定の科目の一つに専科して優れた実績をあげることが企図する学校の応募を「スペシャリスト・スクール」として認可し、応分の補助金を充当するものである。すなわち、管理運営面からの分類である「地域」「財団立」「有志立」のいずれの学校も応募できるわけであり、管理運営の側面の性格が変わるわけではない。また「スペシャリスト」といえどもナショナル・カリキュラムに則しているわけであり、その上に特定の1科目を専らとして取り組むのである(2001年時点で technology, language, sports, arts の4科目が指定さ

れており、さらに2002年からは science, engineering, business and enterprise の3科目が追加された)。こう考えてくると「維持学校」のほとんどが内容的には総合制中等学校であるから「総合制専門科」という訳語はある程度意味を表現できているが、総合制中等学校に付設されている特別な専攻科と誤解しかねない場合もあるので、今後さらに検討の余地がある。少なくとも確認しておかなければならないのは、管理運営の面からカテゴライズされた「維持学校」の3つの学校タイプと同列に序すべきではない。ピーコン・スクールも同じである。

**保育学校** 保育学校は、従来、学校分類には入れられておらず特別な扱いであった。ブレア政権の改革の中で、水準向上政策から（学校へ入る前の教育文化的背景の補償）、就業のための学習条件確保として大きく位置づけられている。当時の閣内大臣モリスは不利益地域（剥奪地域）に45,000の保育学席を増やし、教育を充実するために4000万ポンドを投入すると発表している（Press Release 2001/0316, 2001年7月24日）。新たな白書『学校：成功を達成する』では、他の初・中等学校と同じように「学校」としての地位と権限を付与することの法定を提案した（p.73）。

**その他の型の学校** ここには、シティー・アカデミー（City Academy）、グラマー・スクール、独立学校がある。最前二者は、基本的には、半官半民の部門を形成する。CTCは民間部門のスポンサーを基本的に設立寄付行為者とし、経常費を政府から直接に充当される。アカデミーは、学校の基金の20%までを投資したスポンサー（民間団体、公共団体を問わないと一応されている）がその所有者となり経営にあたる。基金の残額と経常費を政府が充当する。実質上、CTCと変わりがない。

さて、グラマー・スクールだが、先のスペシャリスト・スクールと同じように、本来分類基準は教育内容の性格のはずである。そして、戦後以来、維持学校制度内で格差的特権的な位置を占めてきた。1965年以來の総合制化過程の中でも存続し、サッチャーによって存続が奨励された。ブレアは政権に

つくまでは「廃止」の方向であったが、今日では「グラマー」としての学校性格の変更は親の選択に委ねられている（1998年学校水準及び枠組み法、106-9条）。占める位置は小さくとも、選抜試験を実施する学校として存続し続けることになる。

**生徒移送ユニット等** また、その他の型の学校に生徒移送ユニット（Pupil Referral Unit : PRU）、地方当局保護対策センター（Secure Training Centre : STC）が位置づけられる場合があるが、本来的には他の「学校」と同様な性格を決してもつものではなく、いわば「問題」児対策代替教育機関である。子どもが学校に行くことができるように保護あるいは教育を行う「機能組織体」といえる。ここで「機能組織体」としたのは、特別に独立した独自の施設が確保されているかいはなかなは問わないからである。もちろん確保されている場合もあるが、大概是学校や学習センターや各種行政機関の施設の一部、あるいはプレハブ的に仮設してある場合が多い。PRUは総括的にLEAが責任をもつ運営委員会（近隣の学校の校長や教師、ソーシャル・サービス、ユースサービス、保護観察、学校理事等によって構成される）によって運営される。十代母親、学校退学者、登校拒否者、怠学者などを対象とする。

STCは1998年に導入されるが（犯罪及び騒乱法 Crime and Disorder Act 1998）、現在3機関が、内務省との契約に基づいてPFI（Private Finance Initiative）によって設立されている。さらに、地方当局保護対策ユニット（Local Authority Secure Unit）も同様である。

独立学校だが、これも親の選択で「私立・私営」での教育サービスを購入するわけだから、教育水準向上戦略（「エクセレンス」な教育成果）に則している限りにおいて「市場的競争」はむしろ歓迎されることになる。

### （3）公私の融合化志向：国庫補助金維持学校（GM）の存続

基本的な3類型への再カテゴリー化は何を意味するのだろうか。あえて対照させると、従来の公立公営のカウンティがコミュニティ、（公当局による



統制の差はあるが) 私立公営の有志立学校は同じくボランティアの地位である。新たなカテゴリーとしてはファウンデーションであるが、これとて私立公営という点では「有志立」と違いはない。だが、決定的な違いがここにカテゴライズされているのである。それは前者が歴史的に主として宗教団体によるものであったが、後者の設立および経営主体は広く開放されているということである。ここに私企業が登場しても決しておかしくない「公営」学校体制の法的基盤ができあがったということである。個々の公営学校(従来の「維持学校」 maintained school)は、財政権限の委譲により、すでにLEAの強力な統制から基本的に自立しており、「公営」体制の意味は大きく変化している。国家中央政府の統制の下で、財源自治を有した個々の学校(Local Management of Schoolsで財政権の自治を持った学校、LMSスクールたんにLMSと表記されることが多くなった)の集合体であり、教育供給主体は地方教育当局(LEA)の占有ではなくなっている。これは一見、地方教育当局潰しに見えるが、本質は公私にこだわらない多様な教育供給主体導入の法整備である。これが再カテゴリー化の意味である。

個々の施策においてブレアがどんなに弱者への支援という形を取ろうとも、パイの拡大という成長主義で市場化を有効化しようとする限り、公私の融合化ということで公営セクターの様々なサービスを市場化していったサッチャーの改革基本は揺るぎなきテーゼとして貫徹することになる。ナショナル・カリキュラムの強行で水準上昇を企図したこと、そして(中央政府による)国庫補助金維持学校(たんにGMと表記されることが多くなった)の存続、むしろ積極的な継承はその象徴である。この項の学校の再カテゴライズ化ということでGMについていえば、ニュー・レイバーの1997年総選挙マニフェスト(Because Britain Deserves Better)で、廃止しないこと、予算面での差別も行わないことを表明していた。そして、再カテゴライズされたファウンデーション学校(財団立学校)にほとんどのGMは移行した。ただGMの時と違って学校理事会にLEAが代表を送り、「地域学校」と同様にLE

Aが管轄することになるが、GM時代の権限はほとんど維持された。見方を変えれば、先述したように地方教育当局の管轄下といっても「公営」の意味が全く変わっており、LMSとしての「地域学校」とその有する権限においてまったく変わるところがなくなった。それゆえ、LEAの管轄下から離れることによって確立するGMの地位にこだわる必要が無くなったといえよう。GMが維持されたのか、LMSがGMと同等になったのか、いずれにせよ実質的にGMは廃止されていない。

こうして、「悪しき」平等主義に訣別して、名門の「独立学校」までとはいかににしても、将来のより良い社会的経済的地位獲得のために、競争主義の原理が貫徹する「より良い」学校を「選択」した結果としてのGMは、そのエートスにおいて、いまや公営学校制度の中で「普遍」化する。ニュー・レイバーは、公的なサービス領域に競争主義に貫かれた選択を持ち込み、それを「あたりまえなこと」として普遍化する役割を担ってきたと言えよう。

## 第4章 ブレアの夢と現実：「エクセレンス」の光景

ブレア教育政策が、コミュニティを重視したことについては触れた。

さて基本である「エクセレンス」だが、これはひとえに経済政策としての教育政策として位置づけることができ、①イギリスの国際競争力を向上させること、そのために一部選抜された人間の高度な労働能力（技術水準向上）にとどまらず、②貧困層を引き上げて経済的に自立させること、ここに特徴があると言える。以下、貧困層の引き上げという視角から考察していく。

### 1 教育アクション・ゾーン

#### (1) 高等教育進学率拡大の底上げ策

2001年労働党総選挙マニフェスト（Ambitious for Britain）の中では、「高等教育は平均して20%高い給与を与え、失業率を50%減らす」と言及されている。それは、18歳から30歳までの人々の50%以上を2010年までに実現するとし、トップの水準の引き上げを目指す高等教育の拡充だけではなく、

全体の水準向上を主唱している。

ところで、この〈全体の水準向上〉という点にブレアの教育政策の特徴があるのだが、高等教育を拡大していくということは、それにいたる初等・中等教育の質を向上させていく必要に迫られる。そこで、貧困などの問題で、とくに教育水準の落ち込みが激しい地域には、初等・中等教育のレベル・アップを目指して“教育アクション・ゾーン”が設定された。まさに「エクセレンス」の真骨頂と映る側面である。

## (2) 学力不振への積極的対応

**プログラム推進の仕組み** 教育アクション・ゾーン (Educational Action Zone, 以下 EAZ) は学校水準と枠組み法で導入され、社会的不利益地域での生徒の学力不振 (underachievement) と社会的排除の問題に取り組むためのプログラムである。2001年までに73地域が EAZ として認定された。EAZ に認定されると、学校、企業、親、ボランティア・セクター、そして LEA がその地域の教育水準を上げるために協同してアクション・フォーラムを結成する。そして特別に配分された予算を、彼らの自由度をもって使うことができるというものである。

この特別配分の予算は年間75万ポンドといわれるが、仕組みはこうである。まず一つのゾーンにつき50万ポンドが政府から助成される (3年間)。そして、最大で25万ポンドを企業などから集めることができれば、さらに25万ポンドまでの助成が出るというものであった。つまり、コミュニティが企業からの資金集めに成功すれば、最高で合計100万ポンドの予算がつくことになるのだが、逆にこの資金集めがかなりの厳しさを持って要請されるということである。だから、EAZ プログラムは、改善の見通しとその費用効果について、民間 (チャリティ団体、私企業他) を説得していく活動 (財源獲得のためのいわば「営業」活動) を伴ってくる。そして、財源も教育の内容も、さらには生徒の労働市場への参入をも含めて、企業等に大きく影響される。そして、その成果いかんでさらに2年間の延長が認められることになる。こ

れが、ブレアのコミュニティ重視の一つの姿である。

**プログラム遂行の評価** 成果の査察はもちろん教育水準局によって行われる。ゾーンに認定されていない地域以上に査察は厳しい。査察結果に基づく勧告を踏まえた改善計画を学校はLEAに提出しなければならない。LEAは、その改善が不十分であると判断すると、その学校の理事会にさらに理事を派遣して、校長および教職員の人事に強力に介入することができる。さらにLEA自身も査察の対象であり、学校に対する改善指導が不十分と判断されると、大臣のLEA介入が行われることになる。こういう行政のシステムであるから、LEA自身も死活問題として、学校への徹底した指導を迫られる。換言すれば、〈LEAの積極的なイニシャティブ〉〈学校の積極的な取り組み〉と、日本の「地方教育行政の組織と運営に関する法律」による中央集権的な教育統制と本質的に変わらない内容とが、コインの表裏として進化した。こうした結果、確かに数字的な改善結果がある程度報告されているが（白書『学校：成功を達成する』Chap.2, para. 9 etc.）、その実は財政支援を導因とした「目標設定 (target)」と「評価」に追われる事態をもたらした。つまり、達成されるべきターゲットがその魅力ある財源支援に相応して、いやそれ以上に厳しく設定される。そして、そのターゲットを拒否したり、達成できなかつたりした場合は、閉校・民営化の断行を含む厳しい結果責任をとらされることになる。

それでも、全般的な基盤財源の縮小の中で、E A Zプログラムは魅力的な財政支援として映ったことは確かであり、ターゲットに追われることが予想以上に教育と子どもたちの発達を歪めるのにイギリスの常識的な市民が気づくのに、そしてブレア自身も「夢」の現実に気づかされるのに、10年近くを必要とすることになる（2007年5月現在、イングランドをのぞいて、11歳の統一試験は廃止されているなど、ナショナル・カリキュラムに基づく全国統一テストのあり方の見直しや廃止の動きが強まっている）。

**その他の取り組み** 社会的不利益地域の取り組みには、このE A Zを小

規模にしたミニE A Z（例えば中等学校1校とその周辺初等学校といった規模）を大都市中心部に設定したプログラムがある。総称して「都市におけるエクセレンス」(Excellence in Cities)といわれるが、学力不振や社会的発達の変質、いじめ、怠学、十代母親問題が集中している地域の学校に、教員の加配を始め集中的な支援プログラムが実行されている。それらは、学習センター (City Learning Centre)、退学改善ユニット (School Exclusion Unit)、生徒移送ユニット (Pupil Referral Unit)、学習支援ユニット (Learning Support Unit) の設置、学習支援員 (Learning Mentors) の配置などである。実に多様で相当の財政的支援措置であるが、これらはE A Z内でアド・ホックに取り組みられるのであって、教育領野一般への基盤的な財政措置ではない。

## 2 能力主義の価値規範による社会再編

### (1) 教育アクション・ゾーンの廃止

ブレア政権の二期目において、この教育アクション・ゾーンのプログラムは廃棄される。当初3年の予定で2年の延長が認められたにもかかわらず、その後は「都市におけるエクセレンス」というプログラムへと解消された。たしかに、実質的にはターゲットして設定される対象とその規模は大きく変化しない。なぜなら、教育アクション・ゾーンのプログラムでの対象も、ロンドン地域だけとは決していわないが、圧倒的な量において実質的にはロンドンをはじめとする都市部の被剥奪地域の人々（子ども・青年）だったからである。しかし、プログラムの変わったことによる決定的な違いは、ますます「私」個人的に貧困状態を「解決」しようとする「有能」者に対する「選択的」対人支援への偏重である。つまり、コミュニティ全体としての「豊かさ」（物質的豊かさのみをいうのではなく、相互信頼・扶助の温かな人間関係づくりによる、人間として生きていて幸せを実感できるという意味、近年では welfare ではなく well being という用語で表現が試みられている）は後景に退いている。

コミュニティによるこの意味での取り組みが後景に退いたのは、ブレア政権のなかでの重要な政策転換である。ターゲットによる縛りの強さに閉口しつつも、それなりの成果達成に向けての取り組みがなされていたし、特別助成の意味は大きかった。それゆえ、E A Zの期間延長を強く要望するコミュニティもあったが、ブレア政権はそれを認めなかった。その理由の第一に、認定したゾーンにおいて企業からの協力（要するに寄付）が得られなかったことが指摘されている（「教育アクション・ゾーンは、もともと教育に関心を示していた小さな企業からはある程度の協力を得られたものの、全国的な大企業からの協力を得られることができなかった」Robertson, S. and Lauder, H., 2001, p.232）。

しかし、弱者への援助としての能力向上施策の強力な遂行は変わらない。言い換えれば、あるがままの弱者に対する社会的公正の観点からの富の再分配的支援というよりは、富を自分で勝ち取らせるための支援の推進である。後者のいわゆるハンズ・アップ（hands-up）支援は、機会の提供という「支援」を通じて自助を費用効果において組織しようとするものであり、結果としての「到達」の不平等の存在は自己責任というイデオロギーを必然として伴うものである。結果における公正を追求するものでは決してない。

## （2）エリート選抜試験の温存

**16歳後教育の改革** 経済のグローバル化の中でイギリス経済の競争力を確保するためには、ブレア政権だけではなく前保守党政権からの懸案事項であった義務教育終了後の教育、つまり16歳後教育のあり方を人的能力のより有効な開発の見地から見直す必要に迫られていた。サッチャー＝メイジャーの改革アプローチは、職業資格の水準を上げ、従来の大学中心のエリート養成に偏重するのではなく、高度な職業技術を担う優秀な人材を育成することをも目指した。そして、アカデミックなコースと職業技術のコースとの間での資格上における対応性を企図した総合的な資格制度を構築しようとした。それが16歳後教育の3通りの進路上に、Aレベル、一般全国職業資格

(GNVQ: General National Vocational Qualification)、国家職業資格(NVQ: National Vocational Qualification)という資格制度の樹立である。だが、相変わらず優秀な生徒は、中等教育の修了資格試験であるG C S Eで好成績を獲得し、さらに上位試験であるG C EのAレベルに進み、大学へ進学していく。それには及ばない場合には、Aレベルと職業教育の両方の要素を取り入れたとされるGNVQに進み、そして大半はもっぱら職業教育上の資格となるNVQに進むことになる。これら三者は多様な分岐コースということであり、格差的な選別ではないとされたが、実態はそうでないことは明白であり、なおかつ基礎的なG C S Eの試験に一つの科目も合格せずに、さらには試験そのものを受けずに学校を終える者(leaving school)も相変わらず少なくなかった。

しかし、従来ともすれば学校教育に対して二次的で補足的に位置づけられがちだった職業教育・訓練の部門が、社会的参入のコースとして正当な地位を得つつあるような状況が創り出されたように人々の目に映ったことも事実である。とりわけ、ニュー・レイバーの下でその傾向がいつそう強められる。

**デアリング報告** 政権に就く前の労働党は、その政策パンフレット『目標を高く』(Aiming Higher)で、16歳以後の教育における三分岐の資格コースの改革なくしては、高等教育の水準も上げることはできないとし、特権的なAレベルを廃止することを含めた改革を主張した。だが、ブレアのニュー・レイバーはそれを実行せずに、前保守党政権時代に始まった諮問機関の答申(デアリング報告『16歳から19歳にかけての諸資格の再検討』1996年)を尊重した。デアリング報告はAレベルの拡大を提唱する一方で、「安定は重要である」として大幅な改編を避けた。既存のAレベルの維持に固執し、GNVQを応用Aレベルとして再編することを提唱したのである。さらに、1997年総選挙マニフェストにおいても、デアリング報告の提案を支持することを表明し、政権獲得後もAレベル、GNVQ、NVQという区分を根本的に改変することは提起していない。むしろ、1999年白書『成功への学習：16歳後

学習の新しい枠組み』は、その方向を発展的にいっそう強めた。そして、この機軸の上でこれまで以上に学習社会が強調され、「資格とカリキュラム当局 (Qualification and Curriculum Authority : QCA)」（従来の学校カリキュラムと評価当局、全国職業資格協会の両者が1997年に統一再編された）の管轄において、生涯学習が仕事を求めている職業教育・訓練の重要な役割を政策的に担わされることになる。

### 3 選択性と効率性

#### (1) 選択性の拡大

白書『学校：成功を達成する』（2001年） 前政権から継承した三分岐の進路コースという16歳後教育の大枠の中で、公私融合化志向での選択性の拡大は、まずはコンプリヘンシヴ・スクールは混合能力教育を基本とするというその単一的なあり方の拒否となって現れた。そして、学校の自立性と多様性（ナショナル・カリキュラムには規定されるが、教育内容・方法、人事および経営など）の追求、私立やボランタリー・セクターによる教育供給の拡大を方針として打ち出した。特に多様性の追求という点では、特にビジネス分野と教育の連携・接続を強調し、その志向における専門分化を特色とする学校を推奨した。また、1999年から開始されていたビーコン・スクール化（取り組みの先進的な学校をモデル校とする方式）や、これまでの英国国教会やカトリックの学校だけではなく、ムスリムやシークなどの宗教学校の拡大にも期待を示した。さらに、企業やボランタリー・セクターなどが経営するが、国が出資するシティ・アカデミック・プログラムも計画された（CTCと酷似している）。緑書『学校：これまでの成功を基に前進する』（2001年）で示されたこうした方針は、2001年の白書『学校：成功を達成する』に踏襲され、2002年教育法に立法化された。

教育・技能省 ブレア政権の二期目においてはまた、教育雇用省が再編され教育・技能省 (Department of Education and Skills) となり、教育・雇用省の政策路線を学力・技能の「選択と効率性」を核として継承し、幼児



期から16歳後教育 (post-16 education) の全般にわたって一貫した学力向上戦略を担おうとするものである。ゆえに、従来は社会保障省の管轄であった乳幼児へのケア、雇用・再雇用のための基礎教育および技能訓練の分野も、学力と技能という政策次元から大きく関与することになる。そして、社会的逸脱から排除に陥るリスクを抱えた青年の強力な学習支援による秩序回復、失業青年・成人の学習支援の就職援助プログラム (Jobseeker) を統括する。

白書『学校：成功を達成する』は、例えば「1996年から2000年の間に、11歳の年齢で到達することが期待されている水準の達成が、英語で57%から75%までに、数学で54%から72%までに上昇した」(Chap.2, para.9) と学力水準向上を、全般に取り組みの成功を強調する。そして、「我々は厳しい挑戦、特に現存する不平等に取り組むべき挑戦がまだ多く存在することを知っているけれども、我々は我々が始めたことを最後までやり抜くであろう。方向転換はない。」(Summary Version, paras.2-2) と、学力向上戦略の方向性を強調している。こうしてさまざまなプログラムによる政策主導の中で、そのプログラムに呼応したLEAや学校などに、個別に補助金および報奨金を下付していくことになる。そして2002年教育法によって、学校は地域のセンターとして、かつて他機関のサービスであった諸活動 (例えばデイ・ケアなど) をも取り込みながら、学力水準を向上させることを強く要請される (いわゆる「新しい学校」である)。

**学習と技能カウンスル** 従来の職業教育の分野と学校教育の進学準備クラスである第6学年級の両方に関与するカウンスルが設立された。この学習と技能カウンスル (LSC: Learning and Skills Council) は、従来進学志向の強かったより優れた生徒に対して、ICT (情報・コミュニケーション・テクノロジー) を始めとしてビジネス界への進路を魅力あるものにする職業教育の推進を目指した。例えば、2002年4月より第6学年級のためにLSCが地方当局に13.5億ポンド配当するとした (2001年8月3日、Press Release 2001/034)。

**職業教育重視の政策動向の客観的意味** デアリング報告の基調の上での職業教育・訓練の重視、多様な教育供給主体の参加促進、非政府管理機関(Quango)という政策は、それがいかに弱者への支援のように映ったとしても、個人主義的・競争主義的に選別する機能を潜ませていることには間違いない。教育・雇用省の仕事は国の繁栄のためにサプライサイドの投資の新しい経済的要請に応ずることであるとブランケットが言うように(Blunkett 2001)、市場への絶対的な信頼とその上での開発というニュー・レイバーの政治的立脚点が放棄されない限り、国庫補助金維持学校(GM)の場合と同じような「宿命」を担わされることになる。すなわち、公的な体制の中に多様な供給主体を配し、選択対象としてのオプションとしては「すべての社会のグループからの学生たちに開かれているが、実際には相当重要な程度に、学校教育、資格、成果の異なったタイプを社会的出身に応じてサポートする方法で構造化されたシステムを意味する」(Robertson, S. and Lauder, H., 2001, p.232) ことになると指摘されるように、能力主義的価値観による国民的動員のさらなる強化である。この志向性は基本的にはサッチャーの諸改革の目指したところであり、サッチャーからの「旅立ち」に映ったブレアの被剥奪者への配慮の思いは、そのレトリックとは裏腹に、教育アクション・ゾーンの廃止に象徴されるように、被剥奪者の内の「有能」者を能力主義的価値観の社会に「包摂」する(「動員」する)側面にますます転化し始める。まさしく政策上のアジェンダとしてのニュー・レイバーによる「社会的包摂は」、それが「公正と進歩のための広範にわたる運動」(Labour 1997, p.2)として強調され続けてきたにもかかわらず、レヴィタスがその著書全体を通じて一貫して指摘するように(Levitas, 1998)、公正を旨とする平等と決して同じものではない(とりわけ第7章「平等から包摂へ」、第2版で追加された第10章「周縁から主流へ」を参照)。

## (2) 効率性とターゲット

**経済政策としての教育政策** ニュー・レイバー、とりわけブレアの第2

次政権では多様性に裏腹についてまわるのが効率性である。この効率性は目標として設定されたターゲットを通して、ターゲットの設定の過程および遂行が強力な管理対象となる。このことをチッティは“オーバー・アカウンタビリティー”という用語を使ってその過酷さおよび介入の強さを指摘している (Chitty, 2004, pp.204-6)。

何らかの具体的達成目標を設定して評価する、その評価に応じて具体的な優勝劣敗の措置が厳しく執行されるということは、例えば、ナショナル・カリキュラムやリーグ・テーブル (学校ごとの成績達成度) のことを出すまでもなく、いうならばサッチャー以来の常套手段である。メイジャーも学校の査察を行う教育基準局 (OFSTED: Office for Standards in Education) を設立し、ターゲットの達成のためには強制措置もすでに講じられていた。しかし、それはわずかな例にとどまっていたし、民営化という手法はまだ使われていなかった。

ところで、ブレア第2次政権期のターゲット達成の効率性の評価の過酷さ (オーバー・アカウンタビリティー) を、たんにまったく同じ基調での発展形態と見てはならない。サッチャー政権下では、とりわけ「私」個人としての親の「選択」を称揚し、その教育法制上の整備に重点が置かれていた。メイジャーはこの基調の忠実な継承者であり、違いとすればコミュニティの伸びを是正する課題を引き受けざるを得なかったということである。ゆえに、両者の教育政策は、選択を有効に行使できるための「内部市場」の形成ということで一貫していた。だが、ブレアにとっては「内部市場」の確立は重要だが一つ的手段である。イギリスの国際経済における競争力向上という点での経済政策としての教育政策志向では基軸を同じくしていても、前2政権の焦点が競争する中間層の形成拡大にあったが、ブレアは貧困層の引き上げによる、いわゆる「すべての人」を対象とするものであった。それゆえ、前2政権のように市場に任せるのでは不十分であり、ターゲットを決めて達成推進・達成度を強力に管理する政府介入を必要とした。ここに政策上の理念的差違

がある。ここで処方的差違といわずに理念的差違といったのは、この差違のジェネシス (genesis) がニュー・レイバーなりに社会的公正を志向しようとするところに存するからである（『第三の道』志向はその一つの象徴である）。しかし、この貧困層や「落ちこぼれ」層の引き上げの重点化は、能力主義的価値観の徹底をともなって、国際競争力強化のためのよりいっそうの人的能力再開発という経済政策としての教育戦略が貫流していることを看過してはならない。こうして、ターゲットの設定や達成度の検証で信賞必罰の管理主義が、そしてコミュニティでの治安対策が強化された。

**教育ターゲット** ターゲットと効率性の戦略の中心的役割を果たしているのが、学校や学校を管轄する L E A を監視・査察する教育基準局 (OFSTED) と教師訓練エイジェンシー (TTA : Teacher Training Agency) であり、L E A にかかわる問題については地方自治体などを財政面から監査する監査委員会 (Audit Commission) も加わる。ターゲットを例示しておこう。

年齢段階	到達水準	
11歳児童	80% 75%	読み書きの全国テストのレベル4 数学の全国テストのレベル4
16歳青年	50% 90%	GCSE の成績 A～C が 5 科目以上 GCSE の成績 G 以上が少なくとも 1 科目
19歳青年	85%	総合資格制度のレベル 2 を取得
21歳青年	60%	総合資格制度のレベル 3 を取得
成人	50% がレベル 3、28% が NVQ のレベル 4 無教育者を 7% 削減	
教育組織	中・大規模組織の 45% が I P 基準を満たす 小規模組織の 1 万体が I P 基準を満たす	
備考	レベル 2 とは、GCSE の C 以上が 5 つ、または NVQ level 2、または intermediate GNVQ の取得をいう。同じくレベル 3 とは、A level の合格科目を 2 つ、または NVQ level 3、または Advanced GNVQ の取得をいう。	

Investors in Peopleとは、1991年以来、イギリスにおいて進められてきた教育・訓練機関の基準であり、国家の機関ではなくCBIやTUCなどが中心となって基準を設定している。
--

フレッシュ・スタート ターゲットを達成できなかった学校に対しては、まずLEAが早期警告 (early warning) を文書で学校理事会宛に送付する。これに応じて理事会は期限付き改善計画を提出しなければならないが、この計画を提出できなかったり、提出した改善計画を達成できなかったりした場合には、LEAは新しい理事を学校に派遣するか、一時的に予算を引き上げる。だが、これはOFSTEDがLEAにさせることであり、その後も監視を続けて、改善のない場合に次のようないくつかの措置が取られる。それがフレッシュ・スタートである。

- ① 閉校して他の学校に生徒を移す、
- ② 他の学校が改善の必要な学校と合併して改めて方針を定める、
- ③ 閉校して、その場所か他の場所で新しい名前と経営陣で再スタートする、そしてこの場合には入札が行われ、民間委託される可能性が高くなる。

上記の三つを具体的に実行するのはLEAの役割であるが、忘れてならないのはこの学校管理をどこまで効率的に行うかということ自体がLEAのターゲットであり、その効率性評価の結果によっては、LEA自身もまたフレッシュ・スタートの対象となるのである。実際に、ロンドンのイズリントン、ハックニー、サザーク、そしてブラッドフォード、リヴァプール、レスターは、LEAまるごと民間に委託される事態になった。

こうした民営化の受け皿となったのは、ノード・アングリアやケンブリッジ・エデュケーション・アソシエイツなどの民間企業であり、非営利組織も参入するケースがあった。驚くことに、ブレア政権では、2000年までに122の学校が閉校され、25の学校がフレッシュ・スタート・プログラムで民営化

された。社会的公正というよりは、いかにターゲット達成が至上であり、そのための効率性が政策遂行の尺度となっているかが理解されよう。

**高等教育と教育ターゲット** これまで人的能力の最大限の活用ということで、「エクセレンス」にいう「すべてのひと」の教育水準向上の戦略の問題、16歳後教育における職業教育重視の問題の意味を考察してきた。そのまとめとして、ここでは再び高等教育の問題を教育ターゲットという視角から考察する。

高等教育の拡大（大学の拡大をはじめ、それにとどまらず学位を単独では授与できない多様な高等教育機関を拡大）は、もちろん青年の失業対策という理由もある。前述したように、多様な職業資格（NVQ, GNVQ の様々なレベルの諸資格）の創設にそのことを見ることができよう。だが、一方の重要な理由は、知識経済（knowledge economy）の発展の中での国際競争力の向上である。そのため、ブレア政権は、2001年総選挙マニフェスト（Ambitious for Britain）のなかで18-30歳の大学進学率を50%にするというターゲットを明らかにした。しかし、このことは、教育予算の大幅な増加か、大学学費のさらなる値上げかのどちらかを意味した。もちろん、1997年に導入した学費はわずか年間1100ポンド（20万円程度）であり、この学費額で進学率50%の実現は事実上不可能である。そこで、ブレアの選択した道は学費値上げであった（2003年白書『高等教育の将来（The Future of Higher Education）』）。

- ① 今後3年間の間に年6%以上の高等教育支出を増加させる。
- ② しかし、他国との競争を考えるとこれだけでも不十分で、現在年間1100ポンドの学費を0ポンドから3000ポンドの間で、大学が自由に設定できるようにする。
- ③ 先払いの学費制度は全廃し、すべてを卒業・就職後のローンで返済することにする。返済にあたっては、個人の状況に合わせ、返済期間などを設け、税徴収と同じ方法で返済する。

- ④ 貧困家庭からの進学者を救済するために、これまでの助成に加えて、2004年から一人年間1000ポンドの助成を新設する。
- ⑤ 2010年までに18-30歳の大学進学率50%の達成を目指す。

こうした学費の値上げは、学生のみならず、労働党議員たちも含めて大きな反発を引き起こした。その理由の一つは、2001年総選挙マニフェストにおいて、労働党は学費値上げを行わないことを公約していたからである。もう一つの理由は、学費を年間3000ポンドまでの間で大学が自由に設定できるとした点である。つまり、これにより、大学間の格差が生まれたり、学費を払えないために希望の大学にいけなかったりする可能性が生ずるからである。

### まとめ：「エクセレンス」と今後の課題

ブレア労働党政権下での教育制度改革は、平等主義的社会的公正戦略とは相当に異なり、経済成長政策を前提とした市場原理を基調としたものである（この意味では、決して教育ではなく経済成長が第一のプライオリティである）。ニュー・レイバーのレトリックは相変わらず被剥奪者援助を言い、差別なき市民権の行使が可能な社会的包摂を主唱するが、これまでの考察で明らかかなように、実質的な格差・貧困は再生産されている。それでも、政策遂行過程での個々の局面で「社会的弱者の救済」が部分的に現出するので、未だに完全には色褪せたとは言い難い。「エクセレンス」が経済成長主義に立っている限り、弱者救済の諸施策において、その経済成長主義がどれだけ社会的公正とバランスを保持できるのかは疑問である。2007年6月末にブレアはニュー・レイバー樹立の時以来のパートナーであり、かつ最大のライバルであったブラウンに首相の座を禅譲した。ブラウンはブレア時代の強力な首相主導の政策決定による歪みに矛盾の諸問題を収斂させるかたちで、施政方針そのものに民意を反映させるスタンスでこれまでの軌道の修正をアピールしている。しかし、元来ブレア以上に市場主義であったブラウンが（G.Brown, 1997:p.15）、その歪みをどこまで補正し、社会的公正を実現で

きるだろうか。義務教育年限の延長と職業教育の重視を主張しているが、この評価を含めて今後のニュー・レイバーの存在意義がいつそう厳しく問われなければならない。

## 引用・参考文献

- Ball,S.J.(2003), *Class Strategies and the Education Market*, Routledge Falmer.
- Blair,T.(1996), *New Britain: My Vision of a Young country*, Fourth Estate.
- Blunkett, D. (2001), *Education into Employability: the role of the DfEE in the economy*. Speech to the Institute of Economic Affairs. [www.dfee.Gov.uk/dfee\\_speeches/](http://www.dfee.Gov.uk/dfee_speeches/)
- Blunkett, D. (2002), 'Integration with Diversity: Globalisation and the Renewal of Democracy and Civil Society'. In P. Griffith and M. Leonard eds., *Reclaiming Britishness*, The Foreign Policy Center.
- Brown,G.,(1997), Interview with Larry Elliott. *The Guardian*, 27 September.
- Cebulla,A., Ashworth,K., Greenberg,D. and Walker,R.(2005), *Welfare-to-Work: New Labour and the US Experience*, Ashgate Publishing.
- Chitty.C.(2004), *Education Policy in Britain*, Palgrave Macmillan.
- Dickens,R., Gregg,P. and Wadsworth,J. eds.(2003), *The Labour Market Under New Labour*, Palgrave Macmillan.
- Gray, D. and Griffith, C., eds.(2000), *Post-Compulsory Education and New Millennium*, Jessica Kingsley.
- Gearon,L.(2002), *Education in the United Kingdom: Structure and Organisation*, David Fulton Publishers.
- Hyland,T. and Merrill,B.(2003), *The Changing Face of Further*



- Education : Liflong Learning, Inclusion and Community Values in Further Education, Routledge Falmer.
- Jarvis,P. ed.(2002), The Age of Learning: education and the knowledge society, Kogan Page.
- Labour Party (1997), Because Britain Deserves Better (1997 Election manifesto)
- Labour (2001), Ambitious for Britain (2001 Election manifesto).
- Laudlam,S. and Smith,M.J. eds.(2004), Governing as New Labour: Policy and Politics under Blair, Palgrave Macmillan.
- Lawton,D.(2005), Education and Labour Party Ideologies 1900-2001 and Beyond, Routledge Falmer.
- Levitas,R.(1998), The Inclusive Society? : Social Exclusion and New Labour, Palgrave Macmillan.
- Levitas,R.(2005), The Inclusive Society? : Social Exclusion and New Labour, 2nd edition, Palgrave Macmillan.
- Lumby,J. and Foekett,N.(2005), 14-19 Education: Policy, Leadership & Learning, SAGE Publications
- Maclure,J.S.(1986), Educational Documents: England and wales 1816 to present day, Methuen.
- Olsen,M. and Codd,J. and O'Neill,A-M. (2004), Education Policy: Globalization, Citizenship & Democracy, SAGE Publications.
- Power,S., Edwards,T., Whitty,G. and Wigfall,V.(2003), Education and the Middle Class, OpenUniversity Press.
- Press Release 2001/0316, (24 July, 2001)
- Press Release 2001/034, (3 August, 2001)
- Robertson, S. and Lauder, H.(2001), A Class choice? Restructuring the education/social class relation. In R. Phillips and J. Furlong eds.,

- Education, Reform and the State, Routledge.
- Savage, S. and Atkinson, R. (2001), Public policy under Blair, Palgrave.
- Seldon, A. (ed.) (2001), The Blair Effect: the Blair Government 1997-2001 Little Brown.
- Simmon, B. (1994), The State and Educational Change: Essays in the History of Education and Pedagogy, Lawrence and Wishart.
- Thatcher, M. (1993), Margaret Thatcher: The Downing Street Years, Harper Collins Publishers.
- White Paper (1985), Better Schools, Cmnd. 9469, HMSO.
- White Paper (1991), Higher Education: A New Framework, HMSO.
- White Paper (1992), Choice and Diversity: A Framework for Schools, Cm 2021, HMSO.
- White Paper (1996), Schools for Self-Government, HMSO.
- White Paper (1997), Excellence in Schools, Cm 3681, TSO.
- White Paper (1998), Higher education for 21 century : Response to the Daring Report, TSO.
- White Paper (1999), Learning to succeed: a new framework for post-16 learning, Cm 4392, TSO.
- White Paper (2001), Schools: Achieving Success, Cm 5230, TSO.
- White Paper (2003), The Future of Higher Education, TSO.